

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う  
関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案に関する意見募集の結果について

令和6年3月29日  
厚生労働省  
健康・生活衛生局総務課

標記について、令和5年12月18日から令和6年1月16日までの間、ホームページを通じて国民の皆様から御意見を募集したところ、計2件の御意見をいただきました。

標記省令案に関してお寄せいただいた御意見の要旨と当該御意見に対する厚生労働省の考え方は、以下のとおりです。御意見をお寄せいただいた方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

今後とも厚生労働行政の推進に御協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 水質等の管理事務が環境省、物理的な水道インフラが国交省と分かれるため、双方の関係部局が密に連絡を取る／連絡が取れる環境や根拠を政令にも盛り込むべき。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 国土交通省・環境省間の連携については、水道法第45条の4において規定されているほか、本政令においても水道法施行令第15条において相互の意見聴取規定を設ける等しています。</li></ul>
2	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 資格要件のうち必要学齢などの要件の見直しは一定程度検討されなければならないとしても、水道・下水道現場に要する技術水準の引き下げや低下につながることはあってはならない。</li><li>○ 小規模事業者における技術力確保等の課題に対しては「技術力のある比較的大きな水道事業者が、技術力のない小規模事業者と連携し業務を遂行する」、いわゆる「公公連携」を進めるべき。</li><li>○ 移管後の新たな体制において、事業者での人員確保と技術者育成や技術力蓄積のための施策を積極的に進めていくべき。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 御意見として承ります。</li></ul>